

○神奈川県町村情報システム共同事業組合議会の定
例会の回数を定める条例

(平成23年4月4日)
(条例 第21号)

地方自治法（昭和22年法律第67号）第102条第2項の規定に基づく神奈川県
町村情報システム共同事業組合議会の定例会の回数は、年2回とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。